

みどり市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号。以下「条例」という。)に基づき、みどり市の事務事業により暴力団を利することとならないために講ずる措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事務対象者 申請者その他の事務事業の相手方にしようとし、又はしている者をいう。

(2) 排除対象事務 契約、公共工事、公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。)の利用に係る事務その他の市の事務又は事業をいう。

(3) 排除措置 暴力団員等を排除対象事務の相手方としない、又は相手方としていくことを取り消し、若しくは解除する措置をいう。

(4) 所管課長 排除対象事務又は不当要求行為を受けた事務事業を分掌する所属の長をいう。

(照会)

第3条 所管課長は、事務対象者が、暴力団員等に該当する疑いがある場合は、桐生警察署(以下「警察」という。)に対し、別に定める様式により照会するものとする。

(事務対象者への周知等)

第4条 所管課長は、事務対象者に対し、前条の規定により警察に照会する場合があることを、申請窓口等に掲出する等の方法であらかじめ周知するものとする。

2 所管課長は、事務対象者に対し、必要と認められる場合は、誓約書(別記様式)の提出を求めるものとする。

(排除措置)

第5条 所管課長は、第3条の規定による照会に対し、暴力団員等に該当する旨の回答があった場合は、排除措置を講じるものとする。

2 所管課長は、排除措置を講じる場合は、当該排除措置を決定した理由を付して相手方へ通知するものとする。

3 所管課長は、排除措置を講じた場合は、警察に連絡するものとする。

(市の事務事業における排除措置等)

第6条 条例第6条第1項の規定による措置は、入札に係る指名の停止及び取消しとし、その期間等詳細については、別に定めるところによる。

2 条例第7条の規定による措置は、公の施設の利用の承認又は許可を与えないこと(当該公の施設の利用を承認し、又は許可した後である場合にあっては、その承認又は許可の取消し)とする。

(警察との相互連携)

第7条 所管課長は、排除措置を講じるに当たり、暴力団員等からの妨害等が予想される場合は、必要に応じて警察に通報し、密接に連携して対応するものとする。

(市への不当要求行為に対する措置)

第8条 所管課長は、事務事業の執行に当たり、不当要求行為を受けた場合は、みどり市不当要求行為等の対策に関する要綱(平成18年みどり市訓令第30号)の規定により市民及び職員の安全と事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、必要に応じ、警察に通報するものとする。

(個人情報の適正な管理)

第9条 所管課長は、警察から取得した個人情報を適正に管理し、排除措置その他の暴力団の排除に関する目的以外に使用してはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月14日から施行する。